

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国各地において変異株が確認されるなど全国的に感染が拡大しており、政府は東京都、大阪府、京都府、兵庫県の4都府県に発令中の「緊急事態宣言」については、愛知県、福岡県を加えて発令することを決定いたしました。また、「まん延防止等重点措置」については、宮城県を

11日をもって対象から外す一方、埼玉県、千葉県、神奈川県、沖縄県、愛媛県に引き続き適用され、新たに北海道、岐阜県、三重県が適用されることとなりました。

特に、このたびは、隣県の福岡県が、緊急事態宣言の区域に追加されることが決定しており、山口県への影響が懸念されるところであります。

山口県におきましても、第4波が到来しており、3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生し、医療提供体制への負荷が蓄積するなど、予断を許さない状況にあります。

本市におきましては、令和3年1月18日に感染者が確認されて以降、感染確認がない状況ではありますが、感染拡大防止に向けて、最大限の注意を払って取り組んでいく必要があります。

そのため、緊急事態宣言対象区域及びまん延防止等重点措置対象区域との往来については、やむを得ない場合を除き、自粛を強くお願いします。

やむを得ずこれらの区域と往来する場合は、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体が発する外出・移動の自粛などの要請に従うようお願いします。

その他の県境をまたぐ移動は、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体が発する情報に留意して、慎重に判断いただくとともに、移動される際は、万全の感染防止対策を講じてください。

感染拡大を防ぐためには、皆様お一人おひとりの行動が最も重要です。

引き続き、「ながと版 新しい生活様式」を実践していただき、「マスクの着用」「手洗い・消毒」「3密の回避」「人と人との距離の確保」をはじめ、「感染リスクが高まる『5つの場面』に注意する」など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

特に会食の注意として、会話の際にはマスクを着用するなどの感染防止対策を徹底するとともに、感染防止対策に取り組む飲食店の利用をお願いいたします。

事業者の皆様には、感染拡大予防と社会経済活動の両立に向け、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、提供されるサービスに応じた具体的な感染防止対策の更なる徹底をお願いいたします。

お一人おひとりの取組が、ご自身、ご家族、そして地域の感染拡大防止につながります。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年5月7日 長門市長 江原 達也